



先物取引に係る雑所得等の説明書

税務署

この説明書は……先物取引に係る雑所得等の課税の特例及び先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用がある方のために用意したもので、先物取引に係る雑所得等の税額の計算及び先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の計算や申告書付表の書き方を説明しております。

1 先物取引の範囲

この説明書において先物取引とは、次の商品先物取引等、金融商品先物取引等及びカバードワラントの取得をいいます。

(1) 商品先物取引等とは……次の商品先物取引等をいいます。

- イ 商品先物取引法第2条第3項第1号から第4号に掲げる取引（第4号の取引にあっては、一定の権利に係るものに限ります。）で同項に規定する先物取引に該当するもの（同条第9項に規定する商品市場において行われる同条第10項第1号ホに掲げる取引を含みます。）
ロ 商品先物取引法第2条第14項第1号から第5号までに掲げる取引（同項第4号に掲げる取引にあっては、一定の権利に係るものに限ります。）で同項に規定する店頭商品デリバティブ取引に該当するもの（平成28年10月1日以後に行う先物取引については、商品先物取引業者を相手方として行うものに限ります。）

(2) 金融商品先物取引等とは……次の金融商品先物取引等をいいます。

- イ 金融商品取引法第2条第21項第1号から第3号までに定められている市場デリバティブ取引のうち、
① 平成16年1月1日以後に行う、平成18年改正前の証券取引法第2条第20項に定められている有価証券先物取引、同条第21項に定められている有価証券指数等先物取引及び同条第22項に定められている有価証券オプション取引
② 平成17年7月1日以後に行う、廃止前の金融先物取引法第2条第2項に定められている取引所金融先物取引
③ 平成19年9月30日以後に行う、金融商品取引法第2条第21項第1号から第3号までに定められている取引
ロ 金融商品取引法第2条第22項第1号から第4号までに掲げる取引（同項第3号に掲げる取引にあっては、一定の権利に係るものに限ります。）で同項に規定する店頭デリバティブ取引に該当するもの（平成28年10月1日以後に行う先物取引については、金融商品取引業者のうち第一種金融商品取引業を行う者又は登録金融機関を相手方として行うものに限ります。）

(3) カバードワラントの取得とは……金融商品取引法第2条第1項第19号に掲げる有価証券（同条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場において行う取引であって同条第21項第3号に掲げる取引と類似の取引に係る権利を表示するものを除きます。）の取得をいいます。

2 先物取引に係る雑所得等の課税の特例

先物取引をし、かつ、先物取引の決済^(注1)又は行使若しくは放棄若しくは譲渡^(注2)（以下「差金等決済」といいます。）をしたことによる事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の合計額（以下「先物取引に係る雑所得等の金額」といいます。）については、他の所得と区分して15%の所得税の税率による分離課税の方法により所得税が課税されます^(注3)。

- (注) 1 商品先物取引等による商品の受渡し及び金融商品先物取引等による金融商品の受渡しが行われることとなるものを除きます。
2 カバードワラントの取得について平成22年1月1日以後に行うその有価証券に表示される権利の行使（その行使により金融商品の受渡しが行われることとなるものを除きます。）若しくは放棄又はその有価証券の譲渡（金融商品取引業者に対するもの又は金融商品取引業者への売委託により行う譲渡に限ります。）をいいます。
3 所得税と併せて復興特別所得税が課税されます。
4 上記1の(1)のロ、1の(2)のロ及び1の(3)のうち金融商品取引所に上場されていないカバードワラントについては、平成24年1月1日以後に行う差金等決済に限ります。

3 先物取引の差金等決済による雑所得等の金額

先物取引の差金等決済による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、次の区分に応じて計算します。なお、先物取引の差金等決済による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の計算上生じた損失の金額は、他の所得から差し引くこと（損益通算）はできません。

- (1) 先物取引に係る事業所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、先物取引に係る譲渡所得の金額及び雑所得の金額から差し引きます。
(2) 先物取引に係る譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、先物取引に係る事業所得の金額及び雑所得の金額から差し引きます。
(3) 先物取引に係る雑所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、先物取引に係る事業所得の金額及び譲渡所得の金額から差し引きます。

4 先物取引に係る課税雑所得等の金額の計算

先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除及び雑損失の繰越控除の適用がある場合には、先物取引に係る雑所得等の金額から、一定の方法によりこれらの繰越控除を行った後、所得控除額を差し引いた残額（以下「先物取引に係る課税雑所得等の金額」といいます。）が課税される先物取引に係る雑所得等の金額となります。

※ 先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除については、次の5で説明しています。

5 先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除

先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除とは、先物取引の差金等決済をしたことにより生じた損失の金額がある場合には、一定の要件の下で、その損失の金額を翌年以後3年間にわたり繰り越し、その繰り越された年の先物取引に係る雑所得等の金額を限度として、一定の方法により、先物取引に係る雑所得等の金額の計算上差し引くことができるというものです。

(1) 先物取引の差金等決済に係る損失の金額とは……

この繰越控除の対象となる「先物取引の差金等決済に係る損失の金額」とは、先物取引の差金等決済をしたことにより生じた損失の金額のうち、その差金等決済をした日の属する年分の先物取引に係る雑所得等の金額の計算上差し引いてもなお差し引ききれない部分の金額をいいます。

(2) 先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の方法は……

先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除は、次の順序により行います。

- ① 先物取引の差金等決済に係る損失の金額が前年以前3年内の2以上の年分に生じたものである場合には、これらの年のうち最も古い年分に生じた先物取引の差金等決済に係る損失の金額から順次差し引きます。
② 先物取引の差金等決済に係る損失の金額のほかに、繰り越される雑損失の金額がある場合には、まず、先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除を行った後、雑損失の繰越控除を行います。

(3) 先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除を受けるために必要な手続は……

先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除を受けるためには、先物取引の差金等決済に係る損失の金額が生じた年分について、当該事項を記載した(注)『__年分の所得税及び復興特別所得税の__申告書付表（先物取引に係る繰越損失用）』及び『先物取引に係る雑所得等の金額の計算明細書』を添付した確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して確定申告書（上記の申告書付表等を含みます。）を提出しなければなりません。

(4) 使用する申告書は……

先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除を受ける場合に使用する申告書は、原則として、申告書Bと申告書第三表(分離課税用)ですが、次のいずれかに該当する場合は、申告書Bと申告書第四表(損失申告用)を使用します。

- ① その年分の先物取引に係る雑所得等以外の所得金額が赤字の場合
② 雜損控除額をその年分の所得金額から控除すると赤字になる場合
③ 先物取引の差金等決済に係る損失以外の繰越損失額をその年分の所得金額から控除すると赤字になる場合

「__年分の所得税及び復興特別所得税の__申告書付表(先物取引に係る繰越損失用)」の書き方

		一連番号
--	--	------

令和2年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表(先物取引に係る繰越損失用)

提出用	住所 (又は事務所居所など)	○○市△△町X-XX-X	フリガナ 氏名	コク ゼイ タロウ 国税 太郎
-----	-------------------	--------------	------------	--------------------

この付表は、租税特別措置法第41条の15((先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除))の規定の適用を受ける方が前年から繰り越された前3年分の先物取引の差金等決済に係る損失の金額を本年分の先物取引に係る雑所得等の金額から控除する場合や翌年以後に繰り越される前2年分及び本年分に生じた先物取引の差金等決済に係る損失の金額がある場合に使用します。

○この付表は、申告書と一緒に提出してください。

1 先物取引に係る雑所得等の金額	
本年分の先物取引に係る雑所得等の金額 ① 400,000 円	
2 翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の計算	
A 29年 (3年前)	前年分までに引ききれなかった先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額 ② 100,000 円
	本年分で差し引く先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額(①と②のいずれか低い方の金額) ③ (赤字のときは0) 100,000
	先物取引に係る雑所得等の金額の差引金額(① - ③) ④ 300,000
B 30年 (2年前)	前年分までに引ききれなかった先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額 ⑤ 200,000 円
	本年分で差し引く先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額(④と⑤のいずれか低い方の金額) ⑥ (赤字のときは0) 200,000
	翌年分以後に繰り越して差し引かれる先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額(⑤ - ⑥) ⑦ 0
C 元年 (前年)	前年分までに引ききれなかった先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額 ⑨ 300,000 円
	本年分で差し引く先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額(⑧と⑨のいずれか低い方の金額) ⑩ (赤字のときは0) 100,000
	翌年分以後に繰り越して差し引かれる先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額(⑨ - ⑩) ⑪ 200,000
先物取引に係る雑所得等の金額の差引金額(④ - ⑪) ⑫ 0	
3 翌年以後に繰り越される雑損失の計算	
A 一年 (3年前)	前年分までに引ききれなかった雑損失の額 ⑬ 円
	左のうち総合課税の所得等から差し引く雑損失 ⑭
	左のうち先物取引の差金等決済に係る所得から差し引く雑損失(⑬と⑭のいずれか低い方の金額) ⑮ (赤字のときは0)
B 一年 (2年前)	前年分までに引ききれなかった雑損失の額 ⑯
	左のうち総合課税の所得等から差し引く雑損失 ⑰
	左のうち先物取引の差金等決済に係る所得から差し引く雑損失(⑯と⑰のいずれか低い方の金額) ⑱ (赤字のときは0)
C 一年 (前年)	前年分までに引ききれなかった雑損失の額 ⑯
	左のうち総合課税の所得等から差し引く雑損失 ⑲
	左のうち先物取引の差金等決済に係る所得から差し引く雑損失(⑯と⑲のいずれか低い方の金額) ⑳ (赤字のときは0)
○次の該当する欄を書いてください。	
先物取引に係る雑所得等の金額の差引金額又は損失額(⑫ - ⑮ - ⑯ - ⑰ - ⑲ - ⑳) ⑯ (赤字のときは0)	
申告書への転記事項	
(1) ①が黒字の場合(0の場合はも含みます。)	
先物取引に係る雑所得等の金額(上の①の金額) ⑯ 400,000	
本年分の先物取引に係る所得から差し引く損失額(① - ⑯) ⑰ 400,000	
翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額(⑦ + ⑪ + ⑯) ⑯ 200,000	
(2) ①が赤字の場合	
翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額(⑦ + ⑪ + ⑯) ⑯ 0	

左の「__年分の所得税及び復興特別所得税の__申告書付表(先物取引に係る繰越損失用)」の記載例は、次の設例によっています。

【設例】

- 令和2年分の所得 総合課税の所得金額の合計額 3,804,000円
- 先物取引に係る雑所得等の金額(雑所得) 400,000円
- 令和元年分から繰り越された先物取引に係る損失の金額 600,000円
- 平成29年分の先物取引に係る損失の金額 100,000円
- 内訳 平成30年分の先物取引に係る損失の金額 200,000円
- 令和元年分の先物取引に係る損失の金額 300,000円
- 所得から差し引かれる金額 1,804,000円

○申告書第三表(分離課税用)「所得金額」欄の記載例

先物取引 ⑦	400,000
--------	---------

○申告書第三表(分離課税用)「税金の計算」欄の記載例

総合課税の合計額(申告書B第一表の⑫) ⑫	3,804,000
所得から差し引かれる金額(申告書B第一表の⑯) ⑯	1,804,000
⑫ 対応分 ⑯	2,000,000
⑯ 対応分 ⑯	1,000
⑯⑯ 対応分 ⑯	0
⑯⑯⑯ 対応分 ⑯	0
⑯⑯⑯⑯ 対応分 ⑯	0
⑯ 対応分 ⑯	0
⑯ 対応分 ⑯	0
⑯ 対応分 ⑯	0
⑯ 対応分 ⑯	0

※ 申告書第三表(分離課税用)又は申告書第四表(損失申告用)の記載方法

- 1 申告書第三表(分離課税用)の「所得金額」及び「その他」欄(申告書第四表(損失申告用)は「1 損失額又は所得金額」、「4 繰越損失を差し引く計算」及び「7 翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額」欄)の記載方法

- (1) 本年分の先物取引に係る雑所得等の金額が黒字の場合

申告書第三表(分離課税用)の⑦、⑨及び⑯欄(申告書第四表(損失申告用)は⑦、⑨及び⑯欄)には、『__年分の所得税及び復興特別所得税の__申告書付表(先物取引に係る繰越損失用)』の⑫、⑯及び⑯の金額を転記します。

- (2) 本年分の先物取引に係る雑所得等の金額が赤字の場合

申告書第三表(分離課税用)の⑯欄(申告書第四表(損失申告用)は⑯欄)には、『__年分の所得税及び復興特別所得税の__申告書付表(先物取引に係る繰越損失用)』の⑯の金額を転記します。

また、申告書第三表(分離課税用)の⑦及び⑯欄(申告書第四表(損失申告用)は⑦及び⑯欄)には、「0」を書きます。

- 2 申告書第三表(分離課税用)の「税金の計算」欄の「課税される所得金額」の記載方法

- (1) 申告書第三表(分離課税用)の⑫から⑯を差し引いた金額が黒字の場合

申告書第三表(分離課税用)の⑯欄には、申告書第三表(分離課税用)の⑫から⑯を差し引いた金額を書き、また、申告書第三表(分離課税用)の⑯欄には、申告書第三表(分離課税用)の⑦から⑯を差し引いた金額(1,000円未満の端数切捨て)を書きます。

- (2) 申告書第三表(分離課税用)の⑫から⑯を差し引いた金額が赤字の場合

申告書第三表(分離課税用)の⑯欄には、他に分離課税の所得がない場合は、申告書第三表(分離課税用)の⑫と⑯の合計額から⑯と⑯を差し引いた金額(1,000円未満の端数切捨て)を書きます(赤字の場合は記入の必要はありません)。

なお、申告書第三表(分離課税用)の⑯欄には、記入の必要はありません。